

ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。  
チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所においては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一つにつき二人を下回ることはできない。

- 一 乳児 おおむね三人につき一人
- 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人
- 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。）
- 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第四十五条 保育所型事業所内保育事業を行う者には、連携施設の確保に当たって、第六条第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第四十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第四十六条において準用する次条及び第二十六条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(職員)

第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所においては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- 一 乳児 おおむね三人につき一人
- 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人
- 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。）
- 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)  
第四十八条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第四十八条において準用する次条及び第二十六条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第二十八条柱書き中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四号において同じ。）」と、同条第四号中「法第六条の三第十項第二号」とあるのは「法第六条の三第十二項第二号」と、「次号」とあるのは「第四十八条において準用する第二十八条第五号」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

(食事の経過措置)

第二条 この省令の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二條第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三條第一項（調理員に係る部分に限る。）、第二十八條第一号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二條及び第四十八條において準用する場合を含む。）、及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二條及び第四十八條において準用する場合を含む。）、第二十九條第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第三十一條第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第三十三條第一号（調理設備に係る部分に限る。）、及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十四條第一号（調理員に係る部分に限る。）、及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、及び第四十三條第一号（調理室に係る部分に限る。）、及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、並びに第四十七條第一項本文（調理員に係る業務に限る。）、の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第三条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九條第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六條第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型に関する経過措置)

第四条 第三十一條及び第四十七條の規定の適用については、第二十三條第二項に規定する家庭的保育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十一條第一項及び第四十七條第一項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第五条 小規模保育事業C型にあつては、第三十五條の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。

○内閣府令第三十九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第三項、第四十六条第三項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

目次

- 第一章 総則（第一条e、第三条）
- 第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
  - 第一節 利用定員に関する基準（第四条）
  - 第二節 運営に関する基準（第五条e、第三十四条）
  - 第三節 特例施設型給付費に関する基準（第三十五条・第三十六条）
- 第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
  - 第一節 利用定員に関する基準（第三十七条）
  - 第二節 運営に関する基準（第三十八条e、第五十条）
  - 第三節 特例地域型保育給付費に関する基準（第五十一条・第五十二条）
- 附則
- 第一章 総則（趣旨）

第一条 特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十条の規定による基準
  - 二 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五十条において準用する場合に限る。
  - 三 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三十七条及び附則第四条の規定による基準
  - 四 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二十四条から第二十七条まで（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十二条（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十八条第一項、第三十九条（第四項を除く。）、第四十条、第四十一条から第三項まで、第三十八條第一項、第三十九条（第四項を除く。）、第四十条、第四十一条から第三項まで、第四十三條、第四十四条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第三条第二項及び第五項の規定による基準
  - 五 法第三十四条第二項又は第四十六条第二項の規定により、法第三十四条第三項各号又は第四十六条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参照すべき基準 この府令に定める基準のうち、前四号に定める規定による基準以外のもの
- （定義）
- 第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 小学校就学前子ども 法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。
  - 二 認定こども園 法第七条第四項に規定する認定こども園をいう。

- 三 幼稚園 法第七条第四項に規定する幼稚園をいう。
- 四 保育所 法第七条第四項に規定する保育所をいう。
- 五 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。
- 六 小規模保育事業 児童福祉法第六條の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。
- 七 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第六條の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- 八 事業所内保育事業 児童福祉法第六條の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。
- 九 支給認定 法第二十条第四項に規定する支給認定をいう。
- 十 支給認定保護者 法第二十条第四項に規定する支給認定保護者をいう。
- 十一 支給認定子ども 法第二十条第四項に規定する支給認定子どもをいう。
- 十二 支給認定証 法第二十条第四項に規定する支給認定証をいう。
- 十三 支給認定の有効期間 法第二十一条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- 十四 特定教育・保育施設 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- 十五 特定教育・保育 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。
- 十六 法定代理受領 法第二十七条第五項（法第二十八条第四項の規定において準用する場合を含む。）又は法第二十九条第五項（法第三十条第四項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- 十七 特定地域型保育事業者 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- 十八 特定地域型保育 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育をいう。
- 十九 特別利用保育 法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。
- 二十 特別利用教育 法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。
- 二十一 特別利用地域型保育 法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- 二十二 特定利用地域型保育 法第三十条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育をいう。

（一般原則）

第三条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

第四条 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

第五条 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第六条 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のために、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

- （利用定員）
- 第一節 利用定員に関する基準
- 第四条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第二十七条第一項の確定において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を二十人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子ども等の区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども等の区分については、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

一 認定こども園 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども等の区分

二 幼稚園 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども等の区分

三 保育所 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子ども等の区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子ども等の区分

**第二節 運営に関する基準**

**第五節 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。**

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

**第六節 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等**

第六条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども等の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども等の総数が、当該特定教育・保育施設において、法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他の公正な方法（第四項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども等の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども等の総数が、当該特定教育・保育施設において、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども等の区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前二項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あつせん、調整及び要請に対する協力）

第七節 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（支給資格等の確認）

第八節 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によつて、支給認定の有無、支給認定子どもに該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども等の区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

（支給認定の申請に係る援助）

第九節 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

（心身の状況等の把握）

第十節 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子ども等の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第十一節 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

第十二条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第二十七条第三項第二号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする)をいう)の支払を受けなければならない。

第十四条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第二十八条第一項に規定する特別施設型給付費を含む。以下この項において同じ)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

第十六条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第十七条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子ども心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

第十八条 特定教育・保育施設は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第十九条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子ども保護者が偽りその他不正な行為によつて施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

第二十条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

一 施設の利用及び運営の方針  
二 提供する特定教育・保育の内容  
三 職員の種類、員数及び職務の内容

第二十一条 特定教育・保育施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第二十二条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設に関する事項をいう。

一 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第六十三号)第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう)。  
二 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針。  
三 前項第二号に掲げる認定子ども園が特定教育・保育を提供するに当たつては、同号に掲げるものほか、幼児連携型認定子ども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

第二十三条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第二十四条 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第二十五条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子ども心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

第二十六条 特定教育・保育施設は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第二十七条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子ども保護者が偽りその他不正な行為によつて施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

第二十八条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

一 施設の利用及び運営の方針  
二 提供する特定教育・保育の内容  
三 職員の種類、員数及び職務の内容

四 特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日

五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子ども区分ごとの利用定員

七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。）

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

十二 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

十三 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設に必要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害に虚待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第十四条 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。（定員の遵守）

第十五条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の仕事の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

第十六条 特定教育・保育施設において、支給認定子どもとの隔離、係条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するかどうかによって、差別的取扱いはしてはならない。

第十七条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第十八条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に關しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第十九条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

第二十条 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

第二十一条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第二十二条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（情報の提供等）  
第二十八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

第二十九条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）  
第三十条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもに家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）から苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

第三十一条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に關して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第三十二条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に關し、法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に際し、及び支給認定子ども等からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第三十三条 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）  
第三十四条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

第三十五条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じて改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第三十六条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じて改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第三十七条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に關して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第三十八条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に關し、法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に際し、及び支給認定子ども等からの苦情に關して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第三十九条 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。  
4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。  
(会計の区分)  
第三十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

第三十四条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。  
2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から五年間保存しなければならない。  
一 第十五条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たつての計画  
二 第十二条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録  
三 第十九条に規定する市町村への通知に係る記録  
四 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録  
五 第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

第三節 特別施設型給付費に関する基準  
第三十五条 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四号第二項第三号の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。  
3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは、「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子ども」とともに該当する支給認定子ども」と、「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども」の区分に係る利用定員の総数」とあるのは、「法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子ども」の区分に係る利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)  
第三十六条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。  
2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四号第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章(第六条第二項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六号第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは、「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども」とともに該当する支給認定子ども」とあるのは、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども」の区分に係る利用定員の総数」とあるのは、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども」の区分に係る利用定員の総数」とする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六号第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは、「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども」とともに該当する支給認定子ども」とあるのは、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども」の区分に係る利用定員の総数」とあるのは、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども」の区分に係る利用定員の総数」とする。

第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準  
第一節 利用定員に関する基準

第三十七条 特定地域型保育事業者のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員(法第二十九条第一項の確定において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を一人以上五人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。及び小規模保育事業B型(同省令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。))にあつては、その利用定員の数を六人以上十九人以下、小規模保育事業C型(同省令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。)にあつては、その利用定員の数を六人以上十八人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を一人とする。  
2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設けて行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。))に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。))の監護する小学校就学前子どもとし、及びその他小学校就学前子ども)と、満一歳に満たない小学校就学前子どもとを満一歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

第二節 運営に関する基準  
(内容及び手続の説明及び同意)  
第三十八条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第四十六条に規定する運営規程の概要、第四十二条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。  
2 第五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。  
(正当な理由のない提供拒否の禁止等)  
第三十九条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。  
2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所(法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども)の区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。